

資料 2

福祉環境委員会
(健康局)

令和 2 年 12 月 1 日

第 88 号 議案

神戸市興行場法施行条例の一部を改正する条例の件

神戸市興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市興行場法施行条例の一部を改正する条例

神戸市興行場法施行条例（平成 24 年 12 月 条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(許可の申請) 第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により 許可を受けようとする者は、次に掲 げる事項を記載した申請書を市長に 提出しなければならない。 <u>ただし、</u> <u>興行場営業を営む者が当該興行場営</u> <u>業を譲渡したときは、当該興行場営</u> <u>業を譲り受けた者は、第 3 号及び第</u> <u>4 号に掲げる事項のうち変更がない</u>	(許可の申請) 第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により 許可を受けようとする者は、次に掲 げる事項を記載した申請書を市長に 提出しなければならない。

事項の記載を省略することができる。

(1)～(6) [略]

(7) この項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨

2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、興行場の構造設備に変更がない場合に限り、当該図面の添付を省略することができる。

(相続による地位の承継の届出)

第5条 [略]

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) [略]

(1)～(6) [略]

2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(相続による地位の承継の届出)

第5条 [略]

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市興行場法施行条例第2条の規定は、施行日以後になされた興行場法第2条第1項の許可に係る申請書について適用し、同日前になされた同項の許可に係る申請書については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の神戸市興行場法施行条例第5条第2項第1号の規定は、施行日以後になされた興行場法第2条の2第2項の規定による届出に係る書面について適用し、同日前になされた同項の規定による届出に係る書面については、なお従前の例による。

理 由

手続きの簡素化及び利便を図る目的で公布された食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第140号）の趣旨を踏まえ、興行場営業許可申請等の手続きについても簡素化及び利便を図るために申請手続きを規定している本条例を改正する必要があるため。